

## 届出印鑑なし口座開設・取引規定

本規定は、届出印鑑なし口座の口座開設、および口座取引に関するお取り扱いを定めるものとします。

### 1. (届出印鑑なし口座の定義)

届出印鑑なし口座とは、取引口座の開設にあたり、当金庫への印章の届出を行わない以下の口座を言います。

- (1) 「川崎信用金庫 口座開設・口座振替申込みアプリ」(以下「口座開設アプリ」といいます。)を利用して開設した普通預金
- (2) 現金自動預入払出兼用機(以下、「ATM」といいます。)を利用して開設した定期預金  
ただし、すでに当金庫への印章の届出をしている場合を除きます。
- (3) 「かわしんバンキングアプリ」を利用して開設した普通預金
- (4) 「かわしんバンキングアプリ」を利用して開設した定期預金  
ただし、すでに当金庫への印章の届出をしている場合を除きます。

### 2. (届出印鑑なし口座でお取り扱い可能な取引)

- (1) 通帳を使用したATMまたは当金庫窓口による入金取引および通帳記帳取引  
ただし、通帳を発行している口座に限ります。
- (2) キャッシュカードを使用した各種取引
- (3) かわしんバンキングアプリによる各種取引  
ただし、上記1.(1)(2)の口座は、別途かわしんバンキングアプリへの登録が必要になります。また、上記1.(2)の口座は残高・取引明細照会のみ取引可能とし、預入・満期払戻予約を行うことはできません。
- (4) P a y - e a s y (ペイジー) 口座振替受付サービス取引および各種収納会社等のWebサイトからインターネットを通じて申込する口座振替契約取引
- (5) Webにて手続きが完結するローンの申込から実行に関する各種取引
- (6) 当金庫が認める一定金額未満の口座の解約取引

### 3. (印章の届出)

お客さまは、以下の場合は当金庫に対し、運転免許証やマイナンバーカード等の顔写真付本人確認書類を提示のうえ印章の届出を当金庫所定の手続きで行い、届出印鑑なし口座を印鑑照合による本人確認を行う口座に変更するものとします。

- (1) 上記2.の取引以外で当金庫所定の届出印が必要な取引を行う場合
- (2) 通帳・キャッシュカード等の紛失、盗難等に関する手続きを行う場合
- (3) 法令等により印鑑押印が必要な取引を行う場合
- (4) お客さまの希望により、届出印鑑なし口座から印鑑照合による本人確認を行う口座への変更を行う場合
- (5) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、または任意後見監督人の選任がなされた場合

#### **4. (届出印鑑なし口座の停止等)**

当金庫は、届出印鑑なし口座のお取り扱いの継続的な提供に支障があると判断したとき、届出印鑑なし口座のお取り扱いの適用を一時的に停止し、または提供を中止し、若しくは打ち切ることがあります。これによりお客さまに損害が生じた場合であっても、当金庫に故意または重大な過失がある場合を除き、当金庫は一切その責任を負いません。

#### **5. (規定の適用)**

この規定の定めのない事項については、別途当金庫が定める各種規定によりお取り扱いいたします。本規定と他の規定の定めが異なる場合は、本サービスに関しては本規定が優先します。

#### **6. (規定の変更等)**

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記 (1) の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上